

# ★12月のお知らせ★

事業主の  
みなさまへ

## 企業の人材確保・定着に役立つ「えるぼし」についてのご案内

### ★えるぼし認定制度とは

「女性活躍推進法」に基づく認定制度です。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち女性の活躍促進のための取組の実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。

### ★えるぼし認定制度のメリット

#### ① 認定マークを以下のように使用でき、女性の活躍を推進している事業主であることをPRできる

- ・商品
- ・役務の提供の用に供するもの(サービス提供時に着用する制服など)
- ・商品、役務又は事業主の広告(会社案内など)
- ・商品又は役務の取引に用いる書類又は通信(名刺、封筒など)
- ・事業主の営業所、事務所その他の事業場
- ・インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報(自社のホームページなど)
- ・労働者の募集の用に供する広告又は文書(求人票など)



#### ② 公共調達における加点評価を受けることができる

##### <参考配点例>

評価項目	認定の区分	総配点に占める割合			
		配点例			
		12%の場合	10%の場合	7%の場合	5%の場合
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	プラチナえるぼし	12	10	7	5
	えるぼし3段階目	10	8	6	4
	えるぼし2段階目	8	7	5	3
	えるぼし1段階目	5	4	3	2
	行動計画	2	2	1	1



#### ③ 日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」を通常より低金利で利用することができる

### ★えるぼし認定の評価項目

えるぼしの認定基準には、①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコースの5つの評価項目が設けられています。詳細等は、当事務所へお問い合わせください。

★令和7年12月の営業土曜日は  
以下のとおりです。



6日(土) 休  
13日(土) 休  
20日(土) 営業(税務・労務)  
27日(土) 営業(税務・労務)

★ご質問、ご相談等はこちらまで…  
トキワビジネス協同組合  
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231  
FAX : 048 - 570 - 1929  
URL : <http://www.terazei.com/>

**年末年始の休業日 令和7年12月28日(日)～令和8年1月4日(日)**